全国出荷者証明(畜牛) および運送状

第1版 2005年11月より使用

この用紙は、EU向け畜牛には使用できません。

PART A 畜生	‡の所有	f者または畜牛の	取扱い責任	者が記入する	こと。					
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
移動を開始した農場/場所:										
農場のPIC番号:										
畜牛の詳細	頭数	詳細(品種、性別 例:へ	レフォード去勢) 烙印	刃、耳印(ついている場合、)	または要求される場合)		取引タグのPIC(上記と異なる場合)			
荷受先:		l								
畜牛の目的地(上記と異なる場合):										
出荷畜牛に装着された全国家畜識別制度(NLIS)の電子タグ: 耳標タイプ 個 内蔵タイプ 個 NLISで識別されたすべての出荷畜牛は「一生を通して」追跡できますか? □はい □いいえ (「一生を通して」の定義は説明書を参照) □ はい □いいえ										
書類の種類		#	号	発行元		有効期限				
PART B 畜生	+の取扱	ひい責任者が記 <i>入</i>	、すること。							
① 出荷された畜牛のなかに成長ホルモンを施されたものは含まれていますか?(使用・不使用が混在する場合は、各々別の証明書を作成してください。)										
□はい □いい	-			# 18 V						
で 回何された		、上記に示された	ことに番号の	皮膚で、独立(ンに懐男か監:	置するUA.	プログラムのルールに従っ			
□はい □い	えは	はいの場合、詳細	:	(プログラム名)		(認定/	(ライセンス番号)			
③ 上記の所有者は、これらの畜牛を出生時から所有していましたか? □はい □いいえ いいえの場合、どれぐらい以前に入荷、あるいは購入しましたか? (複数時期の購入の場合、一番最近の購入時期を記入してください)										
□2ヶ月以内	□2~	~6ヶ月前 口	6~12ヶ月前	〕 □12ヶ月	以上前					
④ 過去60日間において、植物の副産物(屑の果物、野菜、果物の葉や皮、実、茎を含むが、穀物や穀物の副産物、 綿実、菜種粕、畜牛脂、糖蜜は含まない)を飼料として与えられた畜牛は含まれていますか?										
□はい □い はいの場合、与え		リストと最後に与えた	日付を添付して	ください。また、調	査分析報告書が	あれば添付し	てください。			
O				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,	く一スに、(農薬残留で)監で飼養された畜牛は含まれ			
□はい □いに	え	はいの場合、詳細	細:				_			

口はい	口いいえ	え はいの場合、	詳細を記入(Q9I	こ追加の詳細を	を記載すること)		
薬品名		投	与日	WHP		ESI(設定されたもの)	
		6牛の中で、過去601 養された畜牛はいま ⁻		り取りの時期ま	たは最初に給	餌した時期にま	だ休薬期間内に
□はい	口いいき	え はいの場合、詞	羊細を記入				
薬品名		散	布日	WHP	最初に給餌した日	給餌を中止した日	
あるい	t b)エン	香牛の中で、過去42 ドサルファン散布に。 ∮照してください)					
□はい	口いい	散布日:	/ /				
9 追加	□情報 :	説明書を参照し、必要	要情報を記入して	ください。			
宣誓書							
	(夕前)		(住所)				は、売主
あるいに	ま出荷され	れた畜牛の飼育に責	任のある者として	、この証明書の	DPart Aに記載	はされた情報が真	[実で正確である
	ている間、	「。また、全ての質問で 当該証明書にある 配					
署名:				日付			<u> </u>
	前が明記された 号:	た者のみがこの証明書に署名、	または修正することができ 		(修正箇所にイニシャル	レを記す。	
		時の畜牛の取扱い責					
				-			
			(a,				
私 (名	<u>前)</u> は、i	輸送時の畜牛の取扱 [明します。				Bに記載された「	青報が真実で正
署名:	ックで輸送す	る場合は、他の車両登録番号も	日付:		電話番号:		
		での畜牛売買における		(Part Cの記)	は任音とする)		
Part CI	 こ記入した	と家畜商は、この証明 は概要を提供しなくて	月書の原本を最低				購買者の要望に
出荷者:	コード:			代理店コー	ド:		
販売代	理店(家語	畜商)名:					
購買者	名:				移送先のPIC都	番号:	
購入頭	数:			家畜市場	着荷時刻:	時	分
署名:					日付:		

⑥ 出荷された畜牛の中で、説明書の動物薬品および化学物質の休薬期間(WHP)あるいは輸出向けと畜保留期

間(ESI)内にある畜牛は含まれていますか?

全国出荷者証明書(NVD)および運送状 - 説明書

背景

全国出荷者証明書(NVD)は、豪州の牛肉産業の食品安全と製品の完全性を保証する一翼を担っています。

運送状はオーストラリア首都特別地域(ACT)、ノーザン・テリトリー(NT)、ニューサウスウェールズ州(NSW)、クィーンズランド州(QLLD)および西オーストラリア州(WA)で畜牛(または他の家畜)を移動する際に必要となります。このNVDおよび運送状は上記の州・地域で畜牛を移動する際にのみ必要となり、運送状を要求されない他の州においては、Part Bへの記入は任意となります。

単独の運送状は引き続き行政当局から入手可能であり、運送状のみが要求される場合にはそれを使用してください。

畜牛を他の農場に移動または売買のため出荷するときにこの証明書を提出すること、そして畜牛を購入する際にはその畜牛に関する正確な情報が記入された(証明書の)複写またはその略式書類を入手することを生産者に強く奨励します。

全級

証明書への記入は正確にする必要があります。虚偽や誤解を招くような記述に対しては、刑事訴追や民事上の追及を受ける場合があります。購入した家畜に将来問題が起こったとしても、購入時に添付された出荷者証明により事実を証明することができます。

出荷者証明に記された情報に基づいて要求・実施される残留物 検査の費用は、業界として積み立てられた基金を背景とした検査 以外は、すべて商業ベースで出荷者と購入者の間で負担区分が 決められます。

この証明書は3枚綴りです。

- 原本(白): 畜牛の購入者に渡される。
- 1枚目の複写(緑): 輸送業者に渡される。
- 2枚目の複写(ピンク): 記録として冊子の中に残し、監査を 受けるために保管する。

Part A

Part Aは畜牛の所有者または畜牛の取扱い責任者のみが記入できます。

移動を開始する農場/場所の住所およびPIC

移動を開始した農場/場所の住所とPIC(印刷されていない場合) は、畜牛がそこに滞在した期間に関わらず必ず記入してください。 農場のPICがすでに印刷されているNVDおよび運送状は、畜牛 がその農場から移動する時にのみ使用できます。

移動を開始する際、トラックに載せるためだけに他の農場の土地 に畜牛が歩いていった場合は、積載場所についての記載はせ ず、畜牛が最後に飼養された農場のPICを記入してください。

新しいNVDおよび運送状は、畜牛を購入または新しい農場に移動し、その後家畜市場、と畜場または他の場所に移動する際に必ず記入しなくてはいけません。

畜牛の説明

記入欄が足りない場合(4ヶ所以上のPICテールタグがついているなど)、別紙に同じ様式で必要な情報を記入して添付してください。

NLIS(全国家畜識別制度)電子タグ

畜牛がNLISブリーダー電子タグまたはポスト・ブリーダー電子タグを装着している場合は、Part Aの欄に頭数とデバイスの種類を記入してください。

州・準州法により、NLISブリーダー電子タグおよびポスト・ブリーダー電子タグは、畜牛がと畜場で処理されるまで取りはずすことはできません。畜牛に装着するNLIS電子タグは1つだけです。すでにNLIS電子タグが装着されている場合は、決して別の電子タグを装着しないでください。NLIS電子タグは右耳に装着してください。

「一生を通して追跡できる」

NLISで識別される畜牛は、飼養された各農場がすべてNLISのデータベースに記録されており、「一生を通して追跡できる」状態です。出荷者は「一生を通して追跡できますか?」の設問に対し、NLISデータベースに記録された畜牛の移動履歴と実際の移動に違いがない場合のみ「はい」と答えることができます。また、NLISデータベースは、各畜牛に装着されたNLIS電子タグに対して、「一生を通して追跡できる」技態に関連するルールの詳細については、NLISデータベース(www.nlis.mla.com.au)の「一生を通して追跡できる」状態に関連するルールの「一生を通して追跡できる」状態の利用規約のセクション4.9をお読みください。生産者はNLISデータベースにアクセスすることにより、自分の畜牛の「一生を通して追跡できる」状態を確認することができます。データベースのアカウントを開くには、上記サイトから「新しいアカウントを作成する」ボタンをクリックし、PICコード、名前、連絡先詳細を入力してください。

その他の法定書類の詳細

移動に関するその他の書類(許可証、家畜健康証明書、家畜健康説明書、その他畜牛の追加説明など)は、それぞれの用紙にNVDの通し番号と共に「NVDおよび運送状の添付書類」と表記しなくてはなりません。これら追加の書類は、NVDの原本および複写にそれぞれ添付しなくてはいけません。

成長ホルモン使用状況(質問①) (わからない場合は「はい」と答えること)

以下の条件を満たす畜牛のみ「成長ホルモンフリー」として宣言できます。

(a) 出荷者自身の牧場で生まれ、成長ホルモンを使用していないことが明らかな場合。

(b) 特定の畜牛について、成長ホルモンを使用していない証拠を有する場合。この証拠は、「成長ホルモンフリー」と記述された当該畜牛の所有者の出荷者証明あるいは、「成長ホルモンフリー」と記述された購入先の請求書を含みますが、これらを満たさない場合は、「成長ホルモン使用」か「不明」と記載しなければなりません。

「成長ホルモンフリー」と宣言できる畜牛にだけピンクの「成長ホル モンフリー」タグを装着することができます。

出荷した畜牛が通常の畜牛と混載する場合は、「成長ホルモンフリー」と宣言する畜牛各頭にピンクタグを装着し、出荷者証明も別々に作成しなければなりません。

品質保証(QA)プログラム(質問②)

この欄にはキャトルケア、全国肥育場認定制度、または酪農業の農場でのQAプログラムなど、独立した監査を受けるQAプログラムを記入してください。ただし、LPAレベル1はこのQAプログラムには含まれません。

所有者(質問③)

(わからない場合は「はい」と答えること)

植物副産物飼料(質問④)

(わからない場合は「はい」と答えること)

これは、屑の果物、野菜、果物の葉や皮、実、茎など家畜飼料を 目的として栽培されていない植物性飼料を指します。(穀物や穀物の副産物、綿実、菜種粕、牛脂、糖蜜は含みません。)

残留物監視プログラム(ERP)と放牧制限(質問⑤) (わからない場合は「はい」と答えること)

農場が全国有機塩素系農薬極小化計画(NORM)で残留物ステータスにあると州・準州の機関により指定されている場合は、「はい」と回答しなくてはなりません。C(クリア)、R、Mあるいは、T5に認定されている農場は、この証明書では記述する必要はありません。分析報告書や州政府機関による指定解除証明書があれば、NVDの原本および複写にコピーを添付してください。

「放牧制限」とは、州・準州の機関が課す規制のもと、残留制限を 超えた農場での畜牛の隔離、移動制限あるいは当局による管理 を意味します。

獣医薬品および化学物質(質問⑥) (わからない場合は「はい」と答えること)

経口、接種または噴霧・薬浴など皮膚に投与される抗生物質、ワクチン、ぜん虫や乳房炎予防薬および外用殺虫剤について、詳細を記入してください。ただし、ビタミン、ミネラルは含まれません。仔牛の出荷に際しては、上記の物質が母乳を通して移行する場合があるので、母牛に投与された薬品や化学物質も記入してください。

一般的に使われる獣医薬品の輸出向けと畜保留期間(ESI)及び休薬期間(WHP)それぞれの基準はこの冊子にあります。

ESIは投薬後、輸出向けとしてと畜処理するには不適な期間のことで、輸出先の要件を満たすための業界としての基準です。 WHPは、豪州国内消費向けとして処理するには不適な期間のことをいいます。

ESIの最新情報は、www.mla.com.au/lqsで入手可能です。

農薬(質問⑦)

(わからない場合は「はい」と答えること)

この項目は過去に農薬を使用した牧草、農作物、ワラ、穀物、配 合飼料などの通常飼料を与えた畜牛に許容外の残留がないこと を証明するために重要です。

売買の前60日以内に畜牛に購入した飼料を与えた場合は、SAFEMEATが保証する飼料出荷者証明書を保有し、それによりその飼料が必要とされるすべての休薬期間を満たし、QA検査プログラムにより残留物に関する要件を満たしていることを証明できない限り、この質問には「はい」と答えなくてはいけません。ベルに休薬期間についての記載がない化学薬品を使用した牧草、ワラ、農作物などを畜牛に与えた場合は、「はい」と答え、詳細を記入してください。

エンドサルファン(質問®) (わからない場合は「はい」と答えること)

エンドサルファンの散布後10週間はエンドサルファン散布による 汚染危険地域が存在します。危険地域には空中散布した地点 の750m風下、そして地上散布した地点の200m風下にあるすべ ての牧草地、飼料、飼料作物を含みます。

追加情報(質問⑨)

添付書類の一覧を記入し、添付書類のコピーをNVDの原本および複写それぞれに添付してください。例えば、植物副産物飼料のリストおよび最終給餌日、植物副産物の残留物検査の分析報告書(質問④)あるいは、出荷された畜牛の生体組織検査結果(質問⑤⑥⑦⑧)、また、州当局による畜牛の残留物に関する詳細文書、WHPまたはESI期間内の治療に関する詳細などです。

この項目は、特定の市場向け資格など、この証明書に記載されていない化学物質の使用や家畜の健康状態、ならびに取引上必要な情報提供に活用します。サウジアラビア向け資格を証明するためには、畜牛が出荷されるまで一度も動物性蛋白、動物性油脂および獣脂または動物性副産物を飼料として与えられたことがないことが必要です。

音響音

宣誓書に署名をすることは法的な意味を持ちます。Part Aに記載された情報に誤りがあった場合、行政機関は法的な措置を取り、 購買者は損害賠償を求めることがあります。署名をする前に、この 証明書のすべての内容およびこの説明書を完全に理解しなくては いけません。

禁止されている動物性飼料は、動物から得られる組織および血液ならびにそれをレンダリング処理して得られる飼料原料のことを指します。例えば、肉骨粉、血粉、魚粉、フェザー・ミール(鶏の羽毛を蒸製したもの)などです。これらの制限は、牛脂、ゼラチン、乳製品は含みません。これら飼料に関わる制限の詳細については、各州の第一次産業省に照会してください。

Part B

運送業者(または家畜商)がこのセクションに記入し署名しなくてはいけません。複数のトラックで畜牛を輸送する場合は、すべての車両登録番号を記入してください。記入欄が足りない場合は、証明書の原本および複写すべてに添付書類として添付してください。いくつかの行政機関では、輸送の際に各車両がNVDの複写を持つことを定めています。記載された情報に誤りがあった場合、行政機関が法的措置を取ることもあります。このセクションへの記入は南オーストラリア州、タスマニア州、ビクトリア州では任意となります。